

◇ 大 渕 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員、登壇を願います。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、日本共産党、大渕紀夫です。私は、町長に2点質問をいたします。

1項目め、白老町独自のアイヌ政策の確立についてであります。以前からこの視点での質問をしてまいりましたが、その上に立って5点伺います。

(1)、これまでのまちの取組の総括と評価は。

(2)、アイヌ新法や先住民族の権利宣言に対するまちの考え方は。

(3)、白老町及び胆振地方のアイヌ文化（儀式・地名・場所・アイヌ語等々）の継承は。

(4)、アイヌ政策推進交付金事業における次年度の見通し、旧社台小学校と生活館の方向

と考え方は。

(5)、アイヌ文化のまち宣言及びアイヌ文化の日の町独自の制定について町の考えについて

てお尋ねをいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老町独自のアイヌ政策の確立についてのご質問であります。

1項目めのこれまでの町の取組の総括と評価についてであります。アイヌの人たちは、白老町はもとより我が国の先住民族としてその歴史の基礎を築いてきたという認識の下、本町では古くからアイヌ文化の振興の取組を行ってきたところであり、平成14年度には、白老町アイヌ文化振興基本方針を策定、19年度にはアイヌ民族の尊厳と自立を回復するとともに、アイヌ民族の歴史と文化を次の世代に引き継ぐため、白老町アイヌ施策基本方針を策定し、旧アイヌ民族博物館への支援やイオル再生事業などに取り組むことによって、町民にアイヌ文化の理解促進を図るとともに、アイヌ文化の保存・伝承に努めてきたところであり、道内の他地域に先駆けてアイヌ施策を積極的に推進してきたと認識しているところで

す。

2項目めのアイヌ新法や先住民族の権利宣言に対する町の考え方についてであります。先住民族の権利に関する国際連合宣言は、政治・経済・社会・文化など広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利について規定されており、国ではこの宣言を受け、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律いわゆるアイヌ施策推進法を制定したところであり、初めてアイヌの人々を先住民族と認めた法律として評価しております。

3項目めの白老町及び胆振地方のアイヌ文化の継承についてであります。白老町では、昭

和40年にポロトコタンが創設されて以降、平成29年度にアイヌ民族博物館が閉館されるまで、地域に根差したアイヌ文化を伝える施設がありましたが、本年7月に開設された民族共生象徴空間通称ウポポイでは、白老に限らず、北海道や樺太などのアイヌ民族の歴史と文化が扱われております。アイヌ文化は地域ごとに特色があることから、各地域での継承が行われると考えられますが、本町といたしましては、一般社団法人白老アイヌ協会や白老民族芸能保存会をはじめとした町内の関係団体と連携して白老独自のアイヌ文化の保存・伝承に取り組んでいく考えであります。

4項目目のアイヌ政策推進交付金事業における次年度の見通し、旧社台小学校と生活館の方向と考え方についてであります。アイヌ施策推進法第10条に基づき策定したアイヌ政策推進地域計画は5か年計画であり、現時点での計画上の見込みであります。次年度は約2億2,000万円の事業を予定しております。旧社台小学校については、ウポポイのバックアップ施設として、引き続き、国に活用いただくよう要望していきます。また、生活館については、施設の老朽化が進んでいることから、これまでの地域交流機能に加え、アイヌ文化の振興に寄与する機能を付加した施設の建設に向け、今後、アイヌ関係団体や地域住民と調整を進めていきたいと考えております。

5項目目のアイヌ文化のまち宣言及びアイヌ文化の日の町独自の制定についての町の考えについてであります。本年度、白老町に開業したウポポイは、これまで、本町がアイヌ民族博物館やアイヌ関係団体と連携し、他地域に先駆けて取り組んできたアイヌ文化の保存・伝承の取組の結果、誘致され、大変重要なものであると認識しております。ウポポイ開業を契機に、アイヌ文化のまち宣言やアイヌ文化の日を制定することも、本町のアイヌ文化の振興に有効な取り組みの一つではありますが、過去から取り組みを積み重ねてきた、白老町に根差したアイヌ文化の保存・伝承の施策について、今後もしっかりと取り組み、さらに発展させていくことが重要であると考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私も同じように、14年、19年にまちが独自で施策基本計画をつくったということに対しては非常に高い評価をしているという姿勢でございます。同時に、中核イオル、そして国立アイヌ民族博物館の建設にそれがつながったと理解もしております。平成19年9月にこの基本計画が策定され、丸13年たっているわけです。ウポポイが完成した現在、この方針を発展させ、新たな全体を網羅した町独自のアイヌ民族政策を確立すべきと思うが、最初にその基本的な考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 白老町アイヌ施策基本方針につきましては、議員ご指摘のとおり、平成19年の策定から10年以上経過しております。また、昨年、アイヌ施策推進法も制定され、従来より幅広い分野にわたり施策を展開することができるようになった

ことから、今後関係団体と調整を図りながら、本町独自のアイヌ施策をより具体的に持って展開できるように内容の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。文化振興基本方針から施策基本方針へ、まちの場合は国の方向を先取りした形の中で文化と同時に教育、産業、生活環境など総合的に進めていると。これは、本当に評価できるし、具体的に一定部分が行われたということも含めて私は評価しています。まちも国も先住民族として認めているわけですから、その視点に立ったアイヌ民族政策を発展させる。それは、北海道にあるまちとして、国立博物館ができたわけですから、まちとしては当然考え、文化の振興推進だけでなく、変容する文化や産業、教育、福祉、生活、特に文化の部分の地元の儀式や言葉、舞踊、地名など独自の文化をきちんと残していけるような政策視点で立案する必要があると考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 白老町のほうでは、これまでアイヌ施策文化方針、それからアイヌ政策基本方針に基づいてアイヌ施策を進めてきたところです。しかし、旧アイヌ民族博物館が合併以降、白老町独自のアイヌ文化は地元においてしっかりと伝えていくものと捉えており、伝統工芸や儀式についても次世代を担う世代に向けて確実に伝承していくことが必要でございますから、白老アイヌ協会や白老モシリ、白老民族芸能保存会などアイヌ関係団体と連携を密にして継承に向けた取組を進めていくことが重要であると考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。アイヌ文化を本当にまちの政策の中に生かすとしたら何を政策化すべきか、それはちょっと今言いましたけれども、もう一つあると思うのです。これはなかなか触れづらい部分なのですけれども、民族の方々の権利、これをどう考えるか。私は、将来的にはこれはもう避けて通れない部分、そう思っています。国連宣言に批准しているほとんどの国は、その方向で動いております。これは事実でございます。国との関係はありますが、まずまちはそこの研究です。まず研究をすべきではないかと考えますが、権利がどうのこうのじゃなくて、アイヌ民族、複数民族があるという中で民族の権利をどう考えるかという研究をまちはすべきでないかと思うのですけれども、その点の考え方について。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 国連の先住民族の権利につきましては、各国の事情により様々な状況に置かれている先住民に対する指針となるように様々な権利が網羅的に

記載されているものです。このため、国においては権利宣言において全ての権利を法律に盛り込むということではなくて、国内の事情を勘案しまして、法律の中ではアイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念ですとか、国や地方公共団体の責務として、教育活動とか広報活動、そういったものを国の責務、地方交付税の責務として盛り込んでいるところがございます。議員がおっしゃいました権利につきましてですけれども、実際現在、どこまで過去と同じような権利、自治権とかそういったものなのか、それとも土地の部分かということにつきましては、今後アイヌの方々の真のニーズ、現代にあった部分の真のニーズを分析、把握いたしまして、そういったものを調査、いろいろ意見をお聞きいたしまして、アイヌの方々が誇りを持ってその尊厳が尊重される社会を実現するように町のほうでも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の答弁で結構なのですけれども、私が言っているのは、要するにそういう研究をきちんとすべきだと、位置づけをきちんとすべきだということなのです。なぜかという、主張や内容の具体化だけでなく、考え、アイヌの人々や識者など幅広い層から、その権利の問題をまちとしてもよく聞き、研究すべきではないのかと。それを一部でも政策化し、積み重ねていくことが私は白老のまちにとってはとっても大切なことだ。長いまちの将来に向けてその足がかりを今考えて、ほんの少しでも政策に反映する。そういうまちの姿勢が、研究するということはそれを発展させるということですから、そういうまちの姿勢が必要でないかということをおは訴えたいのですけれども、この点。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 権利に伴う研究の部分なのですけれども、研究をしていくという過程の中で、アイヌの方々とか、そうではない様々な団体の方と議論をしながら研究をしていくと、こういった部分は非常に大事だと思っています。先ほど基本方針について10年以上たっているという部分も含めて、ここの部分については、アイヌ新法もできましたので、ウポポイもできましたので、それを含めた中でそういったものを研究、議論していきたいとは考えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の答弁で結構です。私は、やっぱりそういう姿勢できちんと研究していくというまちの姿勢が確認されれば私はいいのです。アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための法律ができたのです。ところが、これはなかなか答弁が大変だと思うのだけれども、国の法律の中では、アイヌの誇りって何なのか、尊重するってどういうことなのかということは法律では全く定義がされていないのです。書

いている言葉だけなのです。なぜこんなことを言うかという、国連の先住民族宣言に国は署名をしています。この中には先住権や民族自決権については書いてあるのです。ところが、課長の答弁にもあったように、国はそれを平たく言うと認めていない。認めていないという言い方はおかしいけれども、日本の状況に合わないということでそういう答弁をしていますよね。私は、その見解が本当に正しいのかどうか。そして、根拠は何なのか。国が言っている日本の状況に合わないという根拠は、地方自治体まで徹底されているのでしょうか。その点、例えば主体の問題とか、そういうことで、そういう点では地方自治体までそういうことが徹底されているものなのですか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 国連の議決の中で、その際に日本のほうで意見も申し上げているのですけれども、その中については、自決権については、宣言が明らかにしているように先住民族に対して在住している国から分離独立する権利を付与するものではないという、そういう言い方をしている。それから、集団的権利については、宣言に記述された権利は個人が保有するものでありまして、各個人がその権利を有する、同じ権利を持つ他の個人と共に行使することができる、という趣旨であると理解している。ですので、他者の権利を害するものであってはならず、財産権については各国の国内法制による合理的な制約が課されるものである、そう考えているということでございます。具体的にこの部分について国のほうではこう回答しているのですけれども、自治体のほうまで通知として出ているという、そういったものは特にございませんが、こういった趣旨で国としては法律の中に盛り込めるところは盛り込んで、そうでないところはまた今後検討と考えていると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） その答弁でそのとおりだと思うし、そうなのです。今北海道の白老町に我々は住んでいるわけですよ。その土地を全部返せとか、返さないとか、そんなレベルの議論をしようなんて全く思っていないから、そういうレベルではないのです。けれども、先住民族の権利をどう認めるか、それは考え方を含めてなのです。例えば白老町では問題はありませんけれども、遺骨の問題がありますよね。国は、当初先住権の主体たるべき集団はないという見解だったのです。ですから、そのために民法に基づく祭祀継承者、骨の出方がはっきりしているところにしか返しませんよと言っていたのです。これは事実でしょう。しかし、裁判やいろいろな状況の中で現在はどうなっているかという、主体は認めないと言っているながら、名前がなくても受け入れる団体、例えばアイヌ協会やその他の団体が受け入れられれば遺骨は返還するという方針に変わっていつているのですよ、これは。例えばアイヌの方々が国有林でいろんな植物を採取する。それから、現在浦幌町でサケの捕獲の裁判で争われています。それも日本人の漁業権を全部取って全部アイヌの人たちに渡す、そ

んな議論ではないのです。

ですから、本当に先住権を認めるとしたら、そういう考え方は、実際先ほど変容という言葉を使いましたけれども、国も変容していつているわけです。そういう中で、白老町がこういうことをきちんと調査研究して、そしてそこでアイヌの人たちの心をきちんと受け止められるようなまちには私はならなければいけないと思うのだけれども、そういうことでこの権利の問題を私は質問しているのだけれども、そういう考え方はありますか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） アイヌ民族を含めての先住民の権利の問題というのは、もっと歴史的に見れば、1992年に当時のウタリ協会の理事長であった野村義一さんが国連で演説しましたよね。そのときに理事長が申し上げたのは、国連で演説したときに言ったのは、私たちは自決権をまずは求める。だけれども、自決権については、ただ単に土地を返せだとか、それから今まで虐げられていたものを戻せだとか、そういう意味合いではなくて、パートナーシップという言葉も使っていますけれども、そういうことの中で共存、そのときから共生という言葉も使っています。だから、そういう中でのアイヌ民族としての自決権、権利の保障をしっかりとしてもらいたいという、その意味合いだと思うのです。

ですから、本町においても、そのことを含めながら、押さえながら全道に先駆けて政策の基本方針もつくり上げて、教育分野でも早くアイヌ民族の歴史と文化の学習をしてきた道筋があります。そういう過程の中で、大淵議員がご指摘された先住民として法的にもきちんと確立した彼らの背負ってきた歴史と、そしてそこで生み出されてきた文化の在り方について、それを町としてもう一度しっかり歴史的に学習を深めて、アイヌ協会だけではなくて、広く町民も含めて在り方について、今後のアイヌ民族の政策についてしっかりと考えていかなければならない今回の一つのウポポイの開設だと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 理解しました。ぜひそういう姿勢で今後調査研究をし、権利って何なのかということ、副町長が言われたようにアイヌ民族の方々以外の人にもきちんと理解できるような、そういうまちで私はあってほしい。そのための施設だと、私はそう思いますので、その点きっちりやってほしいなと思います。

次に、アイヌ政策交付金の関係なのですが、アイヌの文化保存・伝承発展活動推進事業の四百数十万円が今年会計の中では認められなかったのです。これって聞いているのかどうか分からないけれども、国は何で認めないのですか。一般論で言えば、実施する団体のそれを認めないというのはどうも理解できないのだけれども、もちろん今回補正でいろいろまちが努力しているということも含めて知っています。だけれども、国が認めないというのは、活動主体になっているところが認められないというのは理解できないのだけれども、国の理由は何なのですか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） ただいまのご質問についてなのですが、町としても平成元年度の事業については同じものをして、認められて予算がついているのです。2年度についてはその部分が認められない。なので、町としても合理的な理由を説明してほしいということで事務方でも行っておりますし、町長にも東京まで行っていただいて内閣官房のほうにお聞きしているのですが、結局そのときも具体的な説明はなかった。町としても本当に理不尽で落とされてしまったという部分で、それで人によって判断が変わるわけではないかと思うのですが、どうもそういった部分ではないかということもあって、それで結局は町長まで要望に行ったのですが、具体的な説明もないまま落とされているというのが実情でございます。それで、町としても必要な経費となりますので、先ほど議員おっしゃったように、今年度については10月からの部分ですが、補正対応ということでさせていただいております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） もちろん町と国の関係だから、それは理解しないとか、そんなのではないのです、私が言っているのは。だけれども、それはおかしいよね。町長もまちもアイヌ協会も含めて怒るべきですよ、こういうことに対しては。理不尽なのですよ、やり方が。そんなばかな話。もちろん中身は、それはいいのです。私はいいのです。人が替わろうと何しようと、そんなことまで言及する気はないです。だけれども、やっぱりこれはおかしい、どう考えても。だから、これはもっともっとこうアピールして、国にお願いするのは違って、本当にきちんと要求すべきだし、町長はきちんと怒って、そういうことをきちんとやらないと、町長たるもの、政治家なのだからそういうことをしないと、幾らトップセールスやったらって意味ないのです。私は、そういう点では理由がきちんと明らかになるまで追及するぐらいの姿勢でやる構えでいってください。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 担当課長が言ったように、昨年、同じ項目というか、事業について、今年度それが落とされたということで、確かに怒ってつくのであれば私も考えますけれども、新しいアイヌ新法の法律の中で新しいアイヌの方々のための交付金の制度ができて、制度としては確立しているのですが、国のほうも、国の弁解をするわけではないのですが、私が行って感じたのは、ほかの地域のアイヌの方々や日本全国にある市町村の出す仕組みがまだきちんと確立されていないということと、まだまだこちらから出す計画もシビアに、新しい補助がつくものですから、そこはやっぱり国のお金を出す以上はシビアにきちんと検討する。ほかの市町村と見比べても例えば白老町が有利にならないように、公平にするということでありますので、1年目について2年目はつかないという理由は確かにあるのですが、そこはシビアに国も見ておりますので、白老町としてはもっともっとアイヌの方々

ときちんとした先を見据えた、これは5年間ぐらいの補助メニューでありますので、5年後をきちんと目指して、その在り方を明らかにして持ってくれる計画でなければならないということでもありますので、今年はこの形で落とされたのですが、来年に向けてもまた白老町のアイヌの方々と協議をしながら、もっともっと確実性のある計画を持って国にそういう意味では申し入れていかなければならないなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もちろん法律の中でも、この計画自体も変えられるとなっておりますよね。国の計画も変えられると法律の中でなっているのです。そうであれば、町長が答弁したということの中身でいえば、これを読んだ限りにおいてはもうちょっと精度を上げる必要はあると思います、私も。ですから、変更を含めて精度を上げてきちんと、国の方向づけに全部うんと言うのではないのだけれども、きちんとお金がつくような形を考えられ駄目ですよ、これは。だから、アイヌの人たちが一番望んでいることが切られるなんていう話はならぬですよ、これ。ですから、そこはこの計画を変えても、きちんとつくような方向でやってください。1つはそこです。

それと、答弁で次年度は2億2,000万円ぐらいの事業を予定しているということなのだけれども、差し障りのない範囲で結構です。旧社台小学校や生活館、それから今の四百何十萬円の払いも含めて、どんな次年度計画で進むのか、もう少し具体的にしていいただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 来年度の事業、あくまでも現時点での予定なのですが、伝統的なアイヌの文化、生活の場のいわゆるイオル再生事業、こちらについても今年度に引き続き予定をしております。それから、小学校とかでのアイヌ文化体験ということで、郷土給食、その中でアイヌの食材を使った給食のほうの提供を予定しております。また、アイヌの文化の観光プロモーションということで、ウポポイに来ていただく、さらに白老町の観光のスポットも回っていただくということでプロモーション事業を予定しております。地域のアイヌの文化資材とかを商品開発して、それを磨き上げていくという、そういった事業も予定しております。今回アイヌ施策推進法に変わって、これまでの福祉とか文化的なこと以外にもいろいろ関連するものができるということで、ウポポイにたくさん人が来れば、医療体制も確立しなければいけないということで、そちらの医療体制の関係のものについても予算を予定しております。今のところは以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。頭出しの部分で、生活館だとか旧社台小学校の部分はどのような位置づけになりますか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） すみません、失礼しました。肝腎なところが抜けておりました。

旧社台小学校につきましては、ウポポイのバックアップ施設ということで考えておりました、こちらについては新たな施設にするという形ではなくて、引き続き国のほうに使用していただきたいということで要望しておりますので、そこについての事業についてはございません。あと、生活館につきましては、現在老朽化が進んでおまして、建て替えのニーズもあるという部分がございますので、こちらについては計画の中に位置づけて、来年度以降で整備に向けた準備の予算を計上していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。旧社台小学校については、この計画の中でもきちんと位置づけられていますよね。改修を含めて位置づけられていると思うのです。ですから、そこら辺は今後どう考えられるのか。もちろんここに書いたからといって全部認められるなんて私は思っているわけではなくて、その位置づけは町としては引き続き、例えば改修を含めて位置づけて取り組んでいくのかどうか。それから、生活館については来年頭出しをするという押さえでいいですか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 社台小学校につきましては、現在のところはまだ国のほうに使用していただきたいということでの要望でございますので、ここには計上はしておりません。生活館につきましては、具体などこの施設ということではないのですけれども、5か年計画の中で建て替えを目指して、その準備として地域のアイヌ協会、それから住民のほうにも説明して納得していただかなければならないのですけれども、それを前提といたしまして、来年度に向けてその準備の予算をつけていければなと思っています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。その点については、この計画書の中にあるように、これはもう3年目ですから、具体化しないといけないと思うのです。ですから、旧社台小学校もこの予算で直せるものであれば私は直してほしいと思っているのです。もちろん全道的な枠20億円というのがあるから、何でもかんでも白老町というわけにはいかないだろうけれども、しかし現段階としてはそういう財政的なことを含めて考えたときにそういうことが必要だと思うから聞いているのです。ですから、頭出しをするということはやるということなのだから、私はそういうことといえば生活館はより積極的に5か年の中できちんと完成させるというような姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

アイヌの人たちの独自の考え方、独自と言ったらおかしいけれども、民族として認められ

たわけですから、その考え方を反映する場として常設の公式な場をつくることができないかという一つ提案なのです。徹底した議論、今もありました。協会や、それから保存会やモシリの会だとか、ご婦人方の会とか、たくさんありますよね。もちろんダブっている人もいるかもしれませんが、財団だとか、そういういろいろな人たちを含めて、協会に入っていらない方も含めて、そういう方がいいという方を含めて、本当にアイヌの人々の誇りが尊重される社会をつくるとしたら、これをきちんと意見として取り入れる、ただつくるのではなくて、私が言っているのは、国連の採択にも国は賛成しているわけですから、そういうことでいえば、アイヌの人たちの権利をどうするかは別にしましても、意見をきちんと聞く場を公式につくっていく必要があるのではないかということなのです。ナショナルセンターとして認められているのです。これは外国にはたくさんある例ですけども、例えば白老町でイメージすれば農業委員会、そういうもの。それから、先ほどから文化の問題で胆振全体の文化のことが話されています。そういうことでいえば、例えば沙流川より東と沙流川より西側では儀式的言葉や踊りが違うという部分がありますよね、そういうことでいえば海区漁業調整委員というのがありますよね、漁業者の皆さん方の利益を代表する海区漁業調整委員というのがあります。そういうイメージ、イメージですよ、あくまでも。そういうきちんとしたアイヌの人たちの意見を聞く組織、そういうものを確立すべきではないかと。つくったからといって開かれるわけではありません。法律できちんと規定されている会議だって開かれていないものもあるのだから、そうなのだけれども、私はやっぱりそういうことをきちんと保障するような考え方が必要ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） アイヌの方の意見を聞く、公式に意見を聞く組織的な部分なのですけれども、組織を立ち上げていきますというお答えはなかなかできないところもあるのですけれども、こういったようなアイヌの方たちの意見を聞いていくということは大事なことだと思いますので、そういうことが組織体としてやるべきなのか、また違った形でやるべきなのかということは町側のほうとしても考えていかないと駄目でしょうし、各アイヌの団体の意見もあると思いますので、そういった意見を聞いた中で進めていきたいとは思いますが。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私が言っているのは、アイヌ協会の皆さん方と話すのはもちろん基本です。同時に周りの人たちとも話をする。それを定期的きちんと彼らの話を聞いていくような、そういう組織体というか、体制をつくる必要がある。これをやらないと、何か問題が起こったときしかやらないのです。実際に国を見たらそうでしょう。推進法の中で組織をつくっても、1年半も開いていないわけです。だから、そうではないよう

な、地方自治体のとしてもそうではないようなものをつくっていかないといけないのではないかと考えていますので、それでそういうことを言っているのですから、そのところはよく、農業委員会のような形がいいのかは別にして、そういうことをきちんとやっていくということを言っているのです。

次に、もう一つお尋ねをしたいのは、アイヌの方々の精神文化の問題なのです。この中心となるのは、どういう文献を見ても何を見ても、集大成されるのはやっぱりイヨマンテなのです。これが儀式、踊り、いろいろな部分の集大成、精神文化の要と言われています。これは、なかなか大変だと思います。現状で見れば、ウポポイの中でそれをやるのはほとんど不可能だと思います。まして、これって、エカシやフチの話を知ると、代わりでやっては全然意味がないのです。我々も牛を食べたり豚を食べたりしていますよね。もちろん今は動物愛護団体の問題等々がありますから、イヨマンテをやるのは大変です。しかし、先ほど私が権利の問題でお話をしたように、本当にここの部分は調査研究をしてほしいのです。アイヌの人たちや北海道、それから北海道のウタリ協会、そういうところを本当に含めて、できれば白老町がリーダーシップを取れるのなら取りながら調査研究をする。そういうことを呼びかけて、きちんとそれが将来的にどうなのか。今の財団の職員でも、イヨマンテの経験をしているという人は本当に少ないです。今有望だと言われている若い人たちは、ほとんどそういうことが経験ありません。ですから、それは文化を伝承するというところからいって、単なるまねごとや踊りをするということは違うのです、精神文化って。そのところはよく理解をしていただいて、調査研究をすると、こういう立場に白老町は立つべきと思いますが、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） イヨマンテという一つの限られた中で、私がたまたま副読本づくりに参加したときに学んだ一つのことなのですけれども、これは中学校の副読本なのです。ここの中に文化の儀礼の復興というタイトルで1項目入れたのですけれども、そのときも、議員のほうからお話があったイヨマンテ、ここに写真を入れたのですけれども、写真を入れるか入れないかも含めてかなりこう議論しました。歴史的なところを見ると、1955年に国はイヨマンテは野蛮なものだということで禁止を一回しているのです。その後2007年に、国はこれはアイヌの精神文化というか、そのものだと、そういうことでそれを訂正している。そういう事実があるのです。そういう中でイヨマンテをやっているところの写真も入れたのですけれども、今現在様々な、実際的にやるとしたら、かなり世論の部分で様々なあるだろうと思うのです。

ただ、儀式として、アイヌ民族が持っている儀式としての押さえ方はしっかり位置づけながら、それをやる、やらないかというものだけではなくて、アイヌの本当に持ち得ている文化性、精神性をしっかり理解するためにも、今議員のほうからあったような調査研究というか、アイヌ文化の一つとしてしっかりとこれは考えて、研究して、うちらがこれからどうい

うような町としての施策の中に、教育の中に入るかと思うのですけれども、そういう部分にどう入れていくか、そういう観点も含めて、やはり研究、調査はしていかなければならないのではないかなと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。次に行きます。仮称なのですけれども、アイヌ文化の日とアイヌのまち宣言、これは今議会で同趣旨の質問もございました。ちょっと違う部分はあるかもしれませんが。私は、東京以北で初めて博物館ができた。中核イオルとして一番最初から白老町が動いている。そういう中で、アイヌ文化のまち宣言、名前は先日もお話がありましたら、何もこだわりませんし、ただそういうことを他市町村に先駆けて制定すべきではないかという意見なのです。多民族国家となった日本にとっては、アイヌ民族の認知を広げるためにも、町長が先頭に立ってこれはやっぴらっしゃると思うのだけれども、そのところを、アイヌ文化の日も同じなのです。全国民に認知を広げるためにも、そういう運動を白老町が北海道や他市町村に働きかけてアイヌ文化の日を設定してはいかがか。1年半も会議をやっていないのですから、今はなかなか忙しいみたいですが、なれるのも多分なれると思いますから、関係ある方がいらっしゃるうちにきちんとアイヌ文化の日ならアイヌ文化の日を国で制定してもらおう。白老町がその先頭に立つ。そして、白老町はそれに先駆けてアイヌ文化のまちの宣言、名前は別にしてそういうものを私は早くやるべきでないかと思うのですけれども、その見解。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） アイヌ文化の日についてでございますけれども、アイヌ文化の次世代への継承についてはアイヌ施策の根幹をなすものと考えております。ただ、アイヌ文化については、本町のみならず道内をはじめ多くの自治体に関わるもの、共通なものということでありますので、アイヌ文化の日の制定については国とか道のほうに働きかけていきたいと考えております。あと、アイヌ文化のまち宣言につきましては、実は白老町で63年11月3日に歴史と文化のまち宣言をしております、アイヌという特出しで書いているわけではないのですけれども、この中にアイヌの歴史と文化、こういったものも含めたものということで町としては認識しているものですから、宣言というところまでの考えには現在に至っておりません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そのことは、もちろんそうなのです。だから、今アイヌ民族がきちんと法律で認められたというか、民族として認められたという中で、私は文化だけでなく、アイヌ文化のまち宣言と言ってしまったけれども、それだけでなく、本当にそれを内外に白老町が宣言するというのはそれ以上の意義があるのではないか

と思っているのです。どういうことかということ、例えばアイヌ政策推進会議を1年半開かれていないのです。そして、新聞報道によると、この間質問がありましたら、これはいいです。インターネット上で差別発言がたくさん出ています。これは、多分違う形で、この間質問があったようになっていくと思うのです。そういう中では、法律第4条の中では差別は禁止するとなっている。そういうときに、本当に白老町がアイヌ文化のまちの宣言やアイヌの日を制定することによって、国民全体が多民族国家としての認識をすると、この一助になると思うのですよ、私は、そういう意味なのです。まちのことだけではなくて、本当に多民族国家として認めていただく、そして全世界の少数民族の方々と交流していくという中では、私は白老町がナショナルセンターになるのであれば、そういう宣言やアイヌの日をつくるという努力を白老町が中心になってやるべきと考えているのです。その点をもう一度。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） アイヌ文化の日ということに関して、議員も御存じかと思うのですけれども、2008年に国会でアイヌ民族を先住民族にする決議が出されましたよね。そのときに、アイヌ施策に関する有識者会議をつくと。その有識者会議が1年後に報告書を出した。その報告書の中には、（仮称）アイヌ民族の日を制定するだとか、教育を進めるだとか産業、いろいろ施策的な部分を出されていました。そういうような歴史的なというか、有識者の中においても内閣官房の中でそういう話がなされていた事実はあるので、決して国も全く否定しているというのではないのではないかなと私は捉えてはいるのですけれども、ただ、今確かに新しいアイヌ施策推進、新法ができて先住民としての位置づけがされたと、そういうような、今までアイヌ民族が背負ってきた本当に厳しい同化政策の中であって、その中で彼らが歯を食いしばりながら自ら出自を持ちながら、何とか持ちながら歩んできた。その歴史的な部分をしっかりと踏まえて、そこに成り立っている文化が私たちの生活の中にも十分通じるものがあるのだということ、それと議員がおっしゃった。前までは単一民族だとかというものが初めて先住民がいるのだということでの意味合い、そういったものを含めて、私は、先ほどから議員もおっしゃっていますけれども、今拙速に何々宣言だとか、何々の日だとか、そういうことを今すぐすることだけではなくて、もっともっと、ヘイトスピーチが今これだけ出てきている中で、本当に自信を持ってアイヌ民族がこういう歩みをしてきて、こういう文化を持っているのだということをしっかり学ぶ、そのことを通して自信を持ってつくり出していくときに、今ご提案がある宣言だとか、それから何々の日だとかということの制定が私は必要になってくるのではないかなと思っています。だから、町としましても、貳又議員のときにも共生共創のまちづくりの本当の意味合いでの宣言の必要性、それも含めてしっかりと前向きに、最初に述べた新しい本町のアイヌ政策の基本方針を含めて研究、調査というか、していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2項目めの質問に入りたいと思います。

町財政について伺います。2人の議員が同趣旨の質問をしておりますので、重複しないようにやりたいと思います。

(1)、令和元年度決算結果の評価と問題点は。

(2)、令和2年度予算執行の中で、財政的に新型コロナウイルス感染症の影響はどのよう

な形で表れているか。

(3)、新財政健全化プランについて、策定の考え方、スケジュール及び議会との関わり

についてお尋ねをいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町財政についての質問であります。

1項目めの令和元年度決算結果の評価と問題点についてであります。令和元年度の一般会計決算状況につきましては、歳入120億5,455万6,000円、歳出115億8,212万9,000円、差引き4億7,242万7,000円、繰越し事業一般財源を除いた決算剰余金は4億5,126万7,000円となっております。特別・企業会計につきましては、町立病院事業会計において経常損失が発生し、赤字決算となっております。健全化指標につきましては、実質公債費比率は14.0%、将来負担比率は52.8%と、いずれも前年度より改善しております。これらの数値や指標を含めた総合的な評価につきましては、収支状況を含めおおむね堅調に推移しており、財政基盤の強化が着実に進んでいるものと捉えておりますが、扶助費や他会計への繰出金がプランを上回る数値となっていることから、今後の財政状況に与える影響を慎重に見極める必要があるものと捉えております。

2項目めの令和2年度予算執行の中での新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。感染拡大防止の観点から事業の中止や縮小が発生している一方、感染拡大防止対策や緊急経済対策の実施により歳出が増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症流行の第3波以降の発生も念頭に置かなければならない状況であることから、追加の感染症対策事業実施の可能性や町税をはじめとした歳入への影響など、歳入歳出ともに今後の先行きが不透明な状況と捉えております。

3項目めの新財政健全化プラン策定の考え方、スケジュール及び議会との関わりについ

てであります。新たな計画策定の考え方につきましては、今後予想される人口減少社会の本格化に伴い、歳入が減少し、現状の行政サービスや行政組織を維持していくことは困難になると見込まれることから、歳入の減少が見込まれる中においても持続可能な行財政運営の実現に向け、行政サービスや行政組織、公共施設の最適化を目指していくこととしております。スケジュール及び議会との関わりにつきましては、9月中をめどに素案の策定を予定しており、素案に対する議会のご意見をいただきながら、本年度末までに成案化したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。公債費について少し伺いたいと思います。健全化指標では令和元年度の実績見込み13.8%になっているのです。今回は14と2ポイント高いわけですがけれども、この原因は何だと考えていますか。令和2年度は13.2ポイントなのですが、現状ではこれは達成できる見通しですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、財政健全化プランとの比較で0.2ポイントの差異ということでございますけれども、これについては多少の見込みの違いによって元利償還金の額が若干違うという部分もあるのですけれども、もう一つは、分母のほうで標準財政規模、この部分が分母になりますので、そこがある程度当初見込みと違えばそこも大きく変わってくると、逆に標準財政規模が当初見込みよりも下がって今約61億円というようところでございますので、その影響がこの0.2ポイントに現れているものと考えてございます。

それから、最終年度、令和2年度の13.2%という目標に対して、あくまでも予測ですがけれども、ここまでを下回るということなかなか厳しいかなとは思っております。というのは、この実質公債比率というのはあくまでも3年間の平均ということになりますので、仮に2年度がよくても前の数値に引っ張られるということになります。ちなみに、元年度の単年度の実質公債費比率というのが12.98%なのです。13を若干下回っている。ただ、その前の数値がもうちょっと高いものですから、このような結果となっておりますので、令和2年度の状態を踏まえると13.2%よりも多少上回るぐらいで落ちつくのかなという想定はしているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。それで、標準財政規模が下がってくると、だんだん、だんだん下がってきているという、その要因は何なのでしょうかとということが1つ。

それと、令和元年度の起債の発行見込額が9億9,540万円だったのだけれども、実際の決算発行額は8億3,000万円ぐらいなのです。これは、起債として繰り越している金額が1億

幾らくらいあるということの理解でいいのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、標準財政規模が下がった要因というのは、これはあくまでも大きな要因としては、やはり普通交付税の減少という部分が大きく影響いたします。

それと、次に起債の当初予算との差異というところがございますけれども、これにつきましては、議員がおっしゃられたように繰越ししているというものもございますし、そのほか、あくまでも予算でございますので、入札差金等によって事業費が抑えられたということによって借入れ額そのものも逆に下がっているというようなところから、逆に予算よりも下回るような決算状況となっているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。

それで、令和2年度の地方債調書を見ますと、元年度の現在高見込みで2億2,800万円減っているのですよ、これを見ると。調書を見ると減っているのだけれども、単純に令和2年度の残額から、これは1億円が繰り越されていますから、1億円にしかならないのだろうけれども、令和2年度の現在高見込額から1億円減るという押さえでいいのでしょうか。例えばこのとき94億円の残になっているのです。令和2年度の残額見込みです。それが実際に発行額が減っているわけだから、1億円は繰り越しているけれども、2億円減っていますから、その1億円ぐらいはここから減るといふ、初めから減るといふような考え方で見ていいのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） そこは、1億円減っているという決算状況ですので、その見込みについてもそこからさらに1億円は減少するということによろしいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。起債返還の額の推移を見ると、27年度が18億900万円、これは元金と利息を合わせてですけれども。6年後の令和2年度、今回は今話をしたように1億円減ったら93億円ぐらいの見込みになるのだけれども、そうすると確実に、今の状況でいうと確実に返済額が13億円を下回る。返済額で、令和2年の。元金では12億円ちょっとですから、13億円を下回るということになります。ということは、何を言いたいかわいたら、27年度と令和2年度の起債返還額の差というのが5億円支出減になるのです。単純に言えばそういう計算になります。これは、誰が計算してもそうだけれど。当然給与費や扶助費は増えているのですけれども、27年度との比較、何年との比較でも同じぐらいの量が出るのでしょうかけれども、この影響は非常に私は大きいと思っております。5億円支出が減

っているわけですから。ですから、給与費や扶助費が増えても、この影響というのはプラン全体の中ではここが非常に大きな役割を果たしていると思うのですけれども、財政当局の押さえではどうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議員のおっしゃるとおり、歳出を減少させる大きな要因が公債費をいかに抑制するかというところが課題でございましたので、ここが今の27年度との比較で5億円ということについてもある程度想定はしていたところでありまして、ここが大きな要因であると、同じ認識でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何で聞くかという、議論がありました。しかし、町が言ったのは、財政調整基金は標準財政規模の6億円ではなくて10億円を積み立てようという方向でした。そういう意味でいうと、起債も新計画の中では一応10億円ぐらいをめどと、臨時財政対策債を入れて10億円ぐらいをめどという話がございました。課長もおっしゃいましたように、起債をどう見ていくかということが新しい計画の中では大きなウェートを占めると思うのです。ちょっと見ますと、例えば全会計でいうと、平成元年度ですが、全起債の額でいうと170億5,000万円なのです。だけれども、1年間で減っている量は10億円なのです。10億円減っているのです。一般会計は98億円で、1年間で4億3,000万円減っているのです。ですから、ほかの会計のほうが多く減っているのですよね、下水道とか、そういうところを含めていますから。1年間の元利償還額が幾らか、全体でいえば何と22億8,500万円なのです。1年間で起債で払っている額です。元利償還。一般会計では13億5,000万円、先ほど言った金額。何ぼ借りているかということなのですよ、1年間で。全体で10億7,800万円、この年は、元年度は起債を借りた金額が多かったから、一般会計で8億3,000万円です。

何を言いたい、要するに先ほども聞いたように、今までの大きな財政圧迫の要因になっているのはこの差なのだ。借りるのと返す差、これが財政圧迫、今の数字を見たら、全会計で見ても、それから一般会計で見ても明らかだと思ふのです。次の計画では、私も当然締めるだけでは駄目だと思います。これは、もうそういう段階は過ぎたと思います。町民要望に応えるのは至極当然だと思います。しかし、健全化のためには全体と一般会計の起債残高の大まかなガイドラインを決めるべきでないか。例えば財政調整基金では10億円と、一応町の考え方です。議会としては違う考え方がある人もいるけれども、そうなればこの起債の部分も、全体では120億円で一般会計では70億円を目指すとか、それから元利償還額は全体で15億円なら15億円、一般会計では9億円なら9億円と。そういうガイドライン的なものを設けて、今回の答弁では10億円借りるわけですから、ずっと10億円借りていけば平均パーでいけば15億円は返さなければ駄目になるのだけれども、そういう財政調整基金で10億円

を積みますというようなことと同じように、町民が分かりやすい財政的な数値を示した、借金の部分も、ここが本当は大切なのです。幾ら貯金があっても、借金がたくさんあったら同じことですから。ですから、そういう町民側から分かりやすいガイドラインを引いたらどうですかというのが私の意見です。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、昨日来、今回新たな計画の中で盛り込む起債の額ということで10億円というお話をさせていただいておりますけれども、実はそこが最終的にガイドラインといえはガイドラインになるということで考えております。というのはどういうことかといいますと、大淵議員がおっしゃったように、10億円を今後ずっと続けていけば、まだ残高が多い状況でございますので、これからもっと下がっていきます。ただ、10億円をずっと毎年きちんと借りていけば、残高はちょうど同じ額でずっと推移するというようになります。10億円を借りて10億円を返すということがずっと続くということになるのです。それが一つの借入れ額を決めることによって、公債費の元利償還金、それと起債残高、これも一定になるという考えなのです。だから、これを今後逆にそこがオーバーした場合はこれを減らさなければならぬ、あるいは逆に下回った場合はもうちょっと使ってもいいのではないかという一つの目安になると、そういう考えを持っておりますので、ガイドラインという考え方については私も同意見でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ということは、基本的に言えば、10億円借りて10億円使うということになるわけです。どこかで9億円借りて9億円使うとすれば、9億円借りて9億円使うとなるわけです。もちろんそれは町民にとっては分かりやすいのだけれども、一定限度までいったら減らないでずっといってしまうという、それは弊害にはなりませんか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） これは、あくまでもどこまでその10億円続けるかというところがありますけれども、まずは当面、公共施設等の老朽化対策、それから病院建設も含めて大型事業がございますので、これはやはり当面10億円というのは、意外と大きい額でございますけれども、それは続けていかなければならないと思っております。ただ、将来的に財政運営をする段階において、公債費を最終的に10億円借りれば元利償還金も10億円になりますけれども、この10億円が全体の予算額に対してどの程度の割合なのか、そこがオーバーしてくるということになれば、これは公債費が財政状況を圧迫するということになりますので、ここはその時々といいますか、絶えず状況を把握しながら、先を見据えた上でそこは借入れも減らしていかなければならないということを絶えず考えていかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。そのとおりだと思うのです。当然これは、新計画の中で10億円借りる、ガイドラインとして10億円で考えるが妥当かどうかというのはこれからの議論ですから、それは私はちょっと違った考え方もありますから、それはこの次に議論するとしても、今の押さえというのとはとても大切だし、歳入がどんどん、どんどん減る中で同じだけの金額を借りたらどんなことになるかということになります。ですから、そこは十分注意すべきだと考えています。

この議論ばかりをしていると時間がなくなるので、先日病院経営に対する議論がございました。その中で、コロナ禍による影響、病院の減収要因、それがコロナ禍による減収要因、それはかかった人がいないのだから分からないのです。現実には分からない。ただ、国がこの減収に対する補填策を予備費で考えるとか考えないとか、いろんなことがちまたのうわさであります。それは、現段階として見たときに、病院の減収の中でコロナ禍の影響分が、国から補填されるような状況というニュース含めてありますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） そのような報道といたしますか、逆に現在の公立のみならず私立病院を含めた病院が、病院にかかる人が控えているという状況も含めて、やはりかなり減収になって厳しい経営状況を迫られているという報道は何度も目にしております。それに対して病院サイドも国に要望しているというところまでは私も把握しているところでございますけれども、それに対して国が財政的な金銭的な補填をするというところの情報はいまだ入ってございません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そういう中で、これは話をしてもしょうがないのです。そこは理解しました。

何を言いたかったといたら、減収要因に病院を控えているということは事実なのです。私の周りにもいますよ、コロナウイルスが怖いから病院に行かないという人。国が補償した場合、そういう想定で話をするのはよくないかもしれないけれども、要するに歳入との関係でいうと、医業収益は実際に決まっているわけです。しかし、そういうことを国が補填するとした場合は、その歳入というのはどんな扱いというか、どんな考え方になるものなのか。参考のために。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 一般質問の中で病院の議論もされておりますけれども、実際のところ、町立病院におきましても医師の不足以外にも、やはりコロナ禍による影響というものは医業収益に大きく響いておりますので、これについては国からの補填があるなしにか

かわらず、病院経営が厳しい部分については一般会計からの補填という部分はやはりやむを得ないものだと考えております。その上で、仮に国のほうからそのような財政的な支援があったとするならば、それを財源として、逆に町立病院の繰出金という形で支援するということになるかと思っております。それがなければ、やはり一般財源でやらざるを得ないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） そこは分かりました。

それで、全然違ったことを聞きますけれども、先日もちょっと議論になっているのですが、剰余金が出ていますよね。来年度予算の組立てを含めて、前回も聞いたような気がするのだけれども、要するに当初予算では厳しいと、しかし剰余財源が出ると。ここを当初予算からこれを考えるというか、仕組み的に何かやれる方法がないのかということが1つと、現実的に例えば来年度予算の歳入と歳出で考えたときに、実際に歳入歳出で当初予算で組むのはやっぱり厳しいと。そうだとしたら、厳しい予算を組み立て過ぎるのか、それとも予算を絞り込み過ぎるのか、剰余財源が出るという意味ですよ。出ることが駄目だと言っているのではなくて、もうちょっとバランスよく組む方法というのは考えられないものなのかなとすごく思うのです。結果として今1億8,000万円ぐらいの繰越金の剰余財源がありますよね。9月の段階でこれは使えるのですよ。だから、あと12月と3月しかないわけです。本当にそう考えたら、そういう仕組みって考えられないのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） その辺、次の年の剰余金を見越して予算編成をしているわけではございませんが、結果として同じような5億から6億円というような剰余金がこの数年出ているのは事実でございます。その要因としては、まずは、今は違いますけれども、数年前はふるさと納税の一般分を当初から見込んでいなかったということで、その部分が剰余金として出てきたということがあります。それと、昨日もちょっと申しましたが、特別交付税の国の災害復旧事業の連年災という部分で約1億5,000万円から2億円程度を上乗せして3年間来たという状況もあります。そういうような当初から予定していないところがある程度上積みになったということで剰余金も大きくなった。結果としてそれが財政調整基金に積み立てられたということで10億円を確保できたということにもなりますけれども、今後はそこを、ある程度一定のラインがきましたので、そこまでシビアに積むということではなくて、還元できるものは町民にきちんと還元しなければならないとは考えてございます。

その上で、元年度の剰余金の決算状況なのですけれども、昨日もちょっと申しましたが、歳入で約2億5,000万円が多く来て、歳出で約2億円、逆に不用額が出たということなのです。歳入については、2年度、それから新年度はどうかといいますと、なかなか今の

コロナウイルス影響下によって税収も今回は元年度みたいに多くは期待できないとか、あるいは特別交付税も3年で終わりなので、今年度で終わりで、来年度はないとかということを考えれば、なかなか歳入の増はそんなに見込めないかなと思います。その上で、歳出の不用額をどう縮めるかといいますか、そこは、本来は余りぎりぎりやりますと、次年度の繰越し財源がないということになります。そこは厳しいところなのですが、そこは予算編成の中でどこまでシビアに、ぎりぎりにと言ったらちょっと語弊がありますけれども、そこを予算として組み立てるかということが残剰金にも影響するところかなとは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私が言っているのは、すごく厳しく組めとか、そういうことではないのです。当然予算割れしたら議論のやり取りになるわけだから、そんなことを言っているのではないのです。私が言っているのはそうではなくて、ずっと4億円、5億円出るのであれば、それをそういう形で当初予算から希望を持てるように組めないのかという極めて単純な発想なのです。だから、例えば税収が減る、オーバーした分はこういう剰余金になるけれども、税収が減った場合は基準財政収入額が減るから、交付税で手当てされますよね、人口が減った分の交付税は減るけれども。だから、そう考えたときに、当初予算の歳入、収入をきちんと見積もって、その範囲できちんと予算を組むということは原則中の原則ですから、そこは十分理解した上で、5年間ぐらいの傾向を見るとそういうことを生かして当初から町民の皆さんがもうちょっと希望を持てるような組み方というか、補正でも同じだと言ったらそうかもしれないけれども、そういうことが考えられないかという、そういう趣旨なのだけれども。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 実質収支比率の7%から8%という部分については、ある程度基金が積み立てられている状況の中ではやはり高いと言わざるを得ないと思っておりますし、これは2年度の予算編成、昨年の作業になりますけれども、そのときも、これまでもそのようなご意見を議員のほうからもいただいておりましたので、ある程度その辺は念頭に置きながら予算編成をしているつもりでおりますけれども、令和3年度の予算編成に向けてもさらにもうちょっと、もうちょっとという言葉はおかしいですけれども、その辺をきちんと組み入れながら予算編成していきたいは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。新しい健全化プラン、名前はちょっとあれでしたけれども、つくるといって、これの基本を何に置くか。財政数値もありますけれども、基本的な考え方、ここが、今回8年間の計画をつくるとしたら、数値もそうですけれども、

どういうまちづくりをするかということと全く連動している中身だと私は思います。そこで、国や北海道の問題点も十分考慮に入れなければいけないけれども、1つ目に、人口減少と高齢化、これを支える公共部門にかかる負担、これを私は数字と同時に、数字が反映する形でそういうことが必要ではないかと考えているのです。それは、平均寿命が延びる、それから異常に認知症が増加するというのは、これはかなり精度が高い報道です。それから、2035年には介護職員が全国的に68万人、これは経済産業省ですけれども、不足すると言っているのです。本当に高齢化が進んでいく中で、うちのまちでも公共部分がそういうことを支えなければどうにもならなくなるのではないのか。2つ目、社会不安の増大、例えば生活水準の低下、若年層の貧困化、執行方針の増大、これは全部役場の職員が関わるのです。3つ目、大規模災害のリスクの増大、今回のコロナがそうです。病院だとか消防だとか、いろいろなところに公共的に携わっている人たちのところにこの負担がいくのです。これは、見ていて分かるでしょう。災害だって、台風、豪雨だって、コロナウイルスだって、みんなそうです。これは、皆さん方今までやっている仕事プラスその仕事をしなければ駄目になるのです。

だから、そういう点でいうと、私はこれからのまちづくりというのは公共部分がどんな役割を果たすのか、今までと同じような仕事のやり方では駄目だということになるのです。これに地域経済の衰退がプラスになったときに、まちをどうやってつくっていくかということが最大の要因になるのです。ここがまさに今まで議論されてきた政策転換、そして政策をどう考えるかというところに集約されていくと思うのですけれども、ここら辺を次の計画の中で織り込むとかなんだとかではなくて、考え方としてどういう考え方で進むか、この点の基本的な考え方。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議員のほうからありました何点かの不安要素といいますか、そういった部分を個別に、その一つ一つ新たな計画に費用だったり財源だったりというのを含めて計画に盛り込むということはなかなか厳しいと思います。ただ、考え方といたしましては、今後将来に向けて大きな問題となる人口減、高齢化というところを見据えたときに、このまちはどうなるのかと、どんな状況になっていくのか、予算規模がどのぐらいになると果たして今までのサービスがどうなっていくのかという逆に不安、こういったものを逆に不安を与えるわけにはいかないという考えを持ちながら、本当に将来に向けた行政だったり、公共部門の在り方をどうしていくのかというあたりの考え方を、ある程度方向性という形になるかと思うのですけれども、そこをきちんと示していく、見せていくということが必要になってくると思っております。その上で、政策転換というのは具体的な政策になりますと総合計画のほうに位置づけられるのかなと思いますけれども、今回の新たな計画の中では、あくまでも政策的な部分というよりは、将来に財政を含めてどのようなまちになる想定の上でどういう動き方をするかということがやはり大きな考え方をここに盛り込むべ

きというところで押さえております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 時間がないので、最後にします。人口は全国的、全道的に減っていく方向は、これは明らかです。減ることが全部マイナスと考えたら、これは自治体運営ができなくなるのです。ですから、そういう中でいけば、住民力に依拠した内発的な発展、要するにまちの中で経済循環をどうやって強化するか、同時に外部からの経済循環もプラスするかという、そういうこと。役場の組織の充実と政策の強化、よく言う。ここに住民の実践組織をきちんとつくっていくということなのです。私は、そういうことがなかったら、町民の理解の上でそういうことをやらなかったら、まちは存続していかないだろうと思います。今回の議会でも政策づくりの必要性が物すごく議論されました。職員が外に出るべきだという議論もありました。人口が減少するのだから、それに見合った職員を減らすべきだという議論もありました。本当にそうかということなのです。先ほども質問したように、人口減少していく中でそれを少しでもとどめるための政策をつくる、住民組織をつくる。そのためには一定の職員数が確保されなかったら駄目なのです。同時に、会計年度任用職員の皆さんを含めて職員の皆さん全体が政策能力を高めるために内部の努力や組織体制の強化、能力向上のための制度、こういうものをどうやって磨くかということなのです。何よりも個々の職員の意識改革なのです。これがなされないと私は駄目だと思います。そういう点からいって、政治家であるべき理事者の考え方を伺って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今るる財政に視点を当てて、今後の本町のまちづくりの方向性というか、在り方についてご指摘も含めて議論をさせていただきました。人口減というところは、本町ばかりでなくてどこのまちでも避けられない一つの大きな課題であります。その中で持続可能なまちづくりをどうしてつくり出していくかというのは、非常に大きな課題であるのと同時に、これは現実的な問題でもあるということ、ある意味これが当たり前のことなのだという受け止め方をして進めていかなければなかなか、大変だ、大変だと言うばかりではできていかないではないかなと思っています。そういう観点で、今回第6次の総合計画、そして戦略ということも策定を含めて、今行財政の推進計画を立てておりますけれども、その中で、大黒課長が言ったように、将来のまちの在り方が、白老町の将来のまちの姿という、そういうところをまず描き出しながら、それにどのように財政的に、また行政的に関わりながらつくっていくかということが今大きな進めの中で課題として持っています。

今議員からご提案があったように、その中で公共サービス、公共の部門のところのサービスの問題をどこに重点を置くかということもしっかりしなくてはならないだろうし、そこは町民の皆さん方に理解をしてもらった中で重点化をしなくてはならない。それから、もう

一つは、効率的、効果的な行政運営、今いみじくも話された職員がどのような足元で仕事をやっていくか、そのことが、前の一般質問の中でも人材育成のところのご指摘もあったような、そういうところをしっかりと受け止めなければならないということです。その基盤をつくっていく持続的な財政運営、そこを議員からあったように、公債費を含めての在り方をしっかりとというか、公債費の在り方も含めて、町の歳入歳出のバランスを取りながらどう進めていくか、そのところをしっかりと、今の段階では新しい行財政推進計画の中で示したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、日本共産党、8番、大淵紀夫議員の一般質問を終わります。